

用語解説

あ行	
一般介護予防事業	65歳以上のすべての人と、その支援のための活動に関わる者を対象に、閉じこもり等なんらかの支援を要する者の把握、介護予防活動の普及・啓発、地域における住民主体の介護予防活動の育成・支援などを行う。
医療療養病床	医療提供の必要性が高い方など、主として長期にわたり療養を必要とする患者のための病床で、医療保険が適用される。
インセンティブ交付金	保険者機能を発揮し、自立支援・重度化防止のための取組みを支援するための交付金。

か行	
介護医療院	平成30年4月1日より新たに創設された施設サービス。療養上の管理、看護、医学的管理下における介護及び機能訓練、その他必要な医療並びに日常生活の世話を行う。
介護給付費準備基金	介護保険の中期的な財政の調整を図るため本町に設置した基金で、介護保険事業特別会計の決算上生じた第1号保険者保険料の剰余金を積み立てている。
介護支援専門員 (ケアマネジャー)	要介護者の自立支援や家族など介護者の介護負担軽減のための必要な援助に関する専門的知識・技術を有する人で、「ケアマネジャー」とも言われる。 要介護者や家族の依頼を受けて、その心身の状況や置かれている環境、要介護者や家族の希望を勘案して、介護サービス計画を作成するとともに、その介護サービス計画に基づいて介護サービス事業者との連絡調整などの支援を行う。
介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	介護等の日常生活上の世話、機能訓練その他療養上の世話を行う。
介護老人保健施設	看護、医学的管理下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行う。
介護療養型医療施設	療養上の管理、看護、医学的管理下における介護等の世話及び機能訓練、その他必要な医療を行う。(経過措置期間であり、令和6年3月31日廃止)
(介護予防) 居宅療養管理指導	医師・歯科医師・薬剤師・管理栄養士・歯科衛生士等が居宅を訪問し、療養上の管理や指導を行う。

介護予防ケアマネジメント	総合事業における介護予防・生活支援サービス等を適切に利用できるよう、心身の状況、環境、要支援者等の希望などを勘案し、サービスの種類、内容等を定めたサービス計画(ケアプラン)を作成するとともに、サービス事業者等と連絡調整その他の便宜を図る。
介護予防支援	要支援者が介護予防サービス等を適切に利用できるよう、心身の状況、環境、要支援者の希望などを勘案し、サービスの種類、内容等を定めたサービス計画(ケアプラン)を作成するとともに、サービス事業者等と連絡調整その他の便宜を図る。
(介護予防) 小規模多機能型居宅介護	「訪問」「通い」「宿泊」のサービスを組み合わせ、入浴、排泄、食事等の介護その他日常生活上の世話、機能訓練を行う。
(介護予防) 住宅改修費	手すり取付け、段差解消、滑り止め、和式便器から洋式便器への取り替え等、住宅改修を行った場合に改修費を支給。
(介護予防)短期入所生活介護 (ショートステイ)	介護老人福祉施設等に短期間入所し、入浴、排泄、食事等の介護その他日常生活上の世話、機能訓練を行う。
(介護予防) 短期入所療養介護 (ショートステイ)	介護老人保健施設・介護療養型医療施設に短期間入所し、看護、医学的管理の下に介護、機能訓練その他必要な医療、日常生活上の世話を行う。
(介護予防) 通所介護(デイサービス)	デイサービスセンターなどで、通所により入浴、食事の提供等日常生活上の世話、機能訓練を行う。
(介護予防)通所リハビリテーション (デイケア)	介護老人保健施設・病院・診療所で、通所により理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行う。
(介護予防) 特定施設入居者生活介護	有料老人ホーム、ケアハウス(その入居定員が30人以上であるもの)等に入居している要介護者について、入浴、排泄、食事等の介護その他日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を行う。
(介護予防) 特定福祉用具購入費	入浴(シャワーチェア・すのこ等)や排泄(腰掛け便座等)に用いる福祉用具を購入した場合に購入費を支給。
(介護予防) 認知症対応型共同生活介護 (認知症高齢者グループホーム)	認知症高齢者(要介護者)を対象に共同生活(5~9人)を通し、入浴、排泄、食事等の日常生活上の世話を行う。
(介護予防) 認知症対応型通所介護	認知症高齢者(要介護者)に、デイサービスセンターなどで、通所により入浴・食事の提供等日常生活上の世話、機能訓練を行う。
(介護予防) 福祉用具貸与	車椅子、特殊寝台、褥瘡(じょくそう)予防用具、歩行器、移動用リフト等を貸与。

(介護予防) 訪問介護(ホームヘルプ)	訪問介護員(ホームヘルパー)等が居宅を訪問し、入浴、排泄、食事等の介助、その他調理・洗濯・掃除等の日常生活上の世話をを行う。
(介護予防) 訪問看護	看護師等が居宅を訪問して療養上の世話または必要な診療の補助を行う。
(介護予防)訪問入浴介護	居宅を訪問し、浴槽を提供して入浴の介護を行う。
(介護予防) 訪問リハビリテーション	理学療法士・作業療法士等が居宅を訪問し、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行う。
海南海草在宅医療・介護連携 サポートセンター	医療や介護が必要になっても住み慣れた地域で安心して暮らせる体制をつくるため、在宅医療と介護を結びつけるコーディネーターとして相談窓口の設置や地域の医療・介護関係者の連携のサポート、地域住民への普及啓発などを行う。
看護小規模多機能型居宅介護	小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせることで、介護(訪問・通い・宿泊)と看護サービスを一体的に提供する。
緩和された基準によるサービス	市町村が地域の実情に応じて総合事業を多様に展開していくために示されたサービスの類型の一つ。市町村の裁量により、現行のサービスより指定の基準が緩和されたものを指し、A型という。
基本チェックリスト	介護の原因となりやすい生活機能低下の危険性がないかどうか、運動・口腔・栄養・物忘れ・うつ症状・閉じこもり等の全25項目について「はい」「いいえ」で記入する質問表。質問項目は90ページ参照。
協議体	市町村が主体となり、生活支援コーディネーターと多様な生活支援・介護予防サービスの提供主体等が参画し、定期的な情報共有及び連携強化を行うネットワーク。
居宅介護支援	居宅サービス等を適切に利用できるよう、心身の状況、環境、要支援者等の希望などを勘案し、サービスの種類、内容等を定めた居宅サービス計画(ケアプラン)を作成するとともに、サービス事業者等と連絡調整その他の便宜を図る。介護保険施設へ入所する場合は施設への紹介等を行う。
居宅介護支援事業者	介護支援専門員(ケアマネジャー)を配置し、居宅サービス計画、居宅サービス事業者との連絡調整や介護保険施設への紹介等の居宅介護支援サービスを行う事業者。
ケアマネジメント	要介護者・要支援者・事業対象者のニーズを満たすため、介護サービス、地域支援事業、保健福祉サービスや地域のボランティア活動なども含めて調整し、総合的、一体的に提供されるようにする、サービス提供のマネジメント。
健康寿命	寝たきりや認知症等健康上の問題がなく、日常生活が制限されることなく送ることができる期間。

さ行	
在宅療養支援病院	緊急時、在宅療養患者が入院できる病床を常に確保している病院、他の保健医療サービス及び福祉サービスとの連携調整を担当する者と連携している病院、在宅看取り数等を報告している病院などをいう。
市町村特別給付	市町村特別給付は、要介護者・要支援者に対し、介護保険法で定められた保険給付(法定給付)以外の独自のサービスを実施することができるもので、保健福祉事業は、被保険者全体を対象とした介護予防事業や家族等の介護者を対象とした介護支援事業などを実施できるもの。 なお、市町村特別給付等を行う場合は、その費用をすべて第1号被保険者の保険料でまかなうこととされている。
事業対象者	基本チェックリストにおいて、生活機能の低下がみられ要支援状態となるおそれがあると判定された高齢者で、総合事業の対象者をいう。
人生会議(アドバンス・ケア・プランニング/ACP)	自分が望む人生の最終段階における医療・ケアについて、前もって考え、家族や医療・ケアチーム等と繰り返し話し合い、共有する取り組み。
シルバー人材センター	高齢者が働くことを通じて生きがいを得ると共に、地域社会の活性化に貢献する組織。センターは原則として市町村単位に置かれ、基本的に都道府県知事の許可を受けた社団法人で、それぞれが独立した運営を行う。
審査支払手数料	各都道府県の国民健康保険団体連合会が行う、事業者からの保険給付など請求に関する審査、支払い事務に対する手数料。
生活支援コーディネーター(地域支え合い推進員)	高齢者の生活支援・介護サービスの体制整備を推進していくことを目的とし、地域において、生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能(主に資源開発やネットワーク構築の機能)を果たす者。
生活支援サポーター	緩和された基準による訪問型サービスAの担い手として、町が定める一定の研修を修了した人で、訪問介護事業所等に所属し、掃除や買い物、洗濯など専門性を問われない簡単な家事援助を有償で提供する。
成年後見制度	認知症や知的障害などにより意思決定に支援が必要な人に対し、成年後見人などが財産管理等を支援することで、本人の権利を保護する制度。家庭裁判所への申立てが必要。

た行	
退院退所加算	医療と介護の連携の強化・推進を図る観点から、利用者が退院・退所する際、介護支援専門員が病院や施設等から利用者に関する必要な情報を得た上で、当該情報を反映した居宅サービス計画を作成した際に算定できる加算。
第2次紀美野町 長期総合計画	まちづくりの方向性と、それに対する分野別施策の基本的方向を明らかにするもので、町の最上位計画。計画期間が10か年の基本構想と、計画期間が5か年の基本計画で構成され、第2次の計画期間は平成29年度から令和8年度の10年間となっている。
第2次健康きみの21 (紀美野町健康増進計画)	生活習慣病などを予防し、疾病の予防、健康寿命の延伸、生活の質の向上を目標とし、1次予防を重点的に推進するために、平成25年度～令和5年度までの計画を策定したもの。
第4次きみの いきいき行動計画	全ての住民が生涯を通じて生き生きと充実した生活が営めることや、認知症や寝たきりにならない状態(健康寿命)を伸ばすことを目的に、具体的な数値目標や行動を表した平成30年度から6年間の計画で、地域福祉計画を包括している。
団塊ジュニア世代	日本で1971年(昭和46年)～1974年(昭和49年)に生まれた世代で、団塊世代の子ども世代にあたる。
短期集中(個別) リハビリテーション実施加算	利用者の状態に応じて、基本的動作能力及び応用的動作能力を向上させ、身体機能を回復するための集中的なリハビリテーションを個別に実施するもので、退院(所)又は認定日から起算して3か月以内の期間に、1週につきおおむね2日以上、1日当たり40分以上実施した場合に算定できる加算。
地域ケア会議	多職種の協働による個別ケース(困難事例等)の支援を通じた①地域支援ネットワークの構築②高齢者の自立支援に資するケアマネジメント支援③地域課題の把握、などを行う。地域ケア会議は、高齢者個人に対する支援の充実と、それを支える社会基盤の整備とを同時に進めていく、地域包括ケアシステムの実現に向けた手法。
地域福祉計画	社会福祉法第107条に規定されており、福祉サービスの適正な利用の促進、社会福祉を目的とする事業の健全な発達、地域福祉活動への住民参加の促進を盛り込むもの。
地域包括支援センター	地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的として、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を一体的に実施する中核的機関。市町村は責任主体。

地域密着型協力病院	県独自の指定を受け、緊急時だけでなくレスパイト入院を含む在宅療養患者の受入を行う後方支援機能を有する病院。病棟に退院支援看護師を配置するとともに、かかりつけ医をバックアップする機能を担う。
地域密着型通所介護	定員 18 人以下の小規模な通所介護施設で、食事・入浴などの介護や機能訓練を行う。
地域密着型 特定施設入居者生活介護	有料老人ホーム、ケアハウス(その入居定員が 29 人以下であるもの)等に入居している要介護者について、入浴、排泄、食事等の介護その他日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を行う。
地域リハビリテーション 活動支援事業	一般介護予防事業の一つで、地域における介護予防の取組みを強化するため、通所、訪問、地域ケア会議、サービス担当者会議、住民運営の通いの場などにリハビリテーション専門職等が関与し、支援する。
調整交付金	保険給付と介護予防・日常生活支援総合事業において国が負担する 25%のうち 20%は定率負担として交付されるが、残りの 5%は要介護者の発生率が高い後期高齢者の割合や、所得段階構成比といった市町村の努力では対応できない第 1 号保険料の格差を調整するため、5%を増減し調整交付金として交付される。
通所型サービス (第 1 号通所事業)	総合事業における要支援認定者等に対する通所型のサービス。デイサービスセンターなどに通い、食事や入浴などの日常生活上の世話、機能訓練を受ける。
定期巡回・ 随時対応型訪問介護看護	日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護が一体的または密接に連携しながら、定期的な巡回と随時の通報により日常生活上の支援や看護師等による療養上の世話等を行う。

な行	
入院時情報連携加算	医療と介護の連携の強化・推進を図る観点から、利用者が入院・入所する際、介護支援専門員が病院や施設等を訪問し、利用者に関する情報提供を行った際に算定できる加算。
認知症キャラバン・メイト	認知症への正しい理解と、地域で暮らす認知症の人やその家族を見守る「認知症サポーター」養成講座の講師役を努めるボランティア。
認知症サポーター	認知症について正しく理解し、偏見を持たず、自分にできる範囲で認知症の人やその家族を温かく見守る応援者。

認知症疾患医療センター	認知症の鑑別診断、専門医療相談、合併症対応、医療情報提供等を行うとともに、認知症や高齢者への支援を行っている方を対象とした研修を行う医療施設で、介護との連携を図る担当者が配置されている。
認知症初期集中支援チーム	医療等の専門職が家族の訴え等により認知症が疑われる人や認知症の人及びその家族を訪問し、アセスメント、家族支援などの初期の支援を包括的、集中的(おおむね6か月)にサポートを行うチーム。
認知症施策推進大綱	認知症に係る諸問題について、関係行政機関の緊密な連携の下、政府一体となって総合的に対策を推進することを目的に、認知症施策推進関係閣僚会議が設置され、令和元年6月にとりまとめられたもので、市町村はそれに沿って取組みを進めていくこととされている。
認知症地域支援推進員	認知症の人が認知症の容態に応じて必要な医療や介護等のサービスを受けられるよう、関係機関との連携体制を構築するため、すべての市町村に配置されている。医療・介護等の支援ネットワーク構築、認知症対応力向上のための支援、相談支援体制の構築などを行う。

は行	
フレイル状態	要介護状態に至る前段階として位置づけられ、身体的脆弱性のみならず精神・心理的脆弱性や社会的脆弱性などの多面的な問題を抱えやすく、自立障害や死亡を含む健康障害を招きやすいハイリスク状態を意味する。
訪問型サービス (第1号訪問事業)	総合事業における要支援認定者等に対する生活援助のサービス。訪問介護員(ホームヘルパー)等が居宅を訪問し、調理・洗濯・掃除等の日常生活上の世話を行う。
保険給付費	介護保険に係るサービスの総費用から、利用者負担によりまかなわれる部分を除いた、介護保険でまかなう費用。 要介護者に対する介護給付、要支援者に対する予防給付、条例により市町村が独自に実施する市町村特別給付に区分される。
保険料基準額(月額)	事業計画期間(今期は令和3年度～令和5年度)における保険給付費、地域支援事業費などの事業費支出のうち、第1号被保険者の保険料でまかなうべき費用(保険料収納必要額)を、補正第1号被保険者数及び保険料予定収納率で除し、さらに12か月で除したものの。

や行	
夜間対応型訪問介護	夜間に定期的な巡回訪問または通報を受け、利用者の居宅で入浴、排泄、食事の提供等、日常生活上の世話をを行う。
有料老人ホーム	高齢者が暮らしやすいよう配慮され、食事や介護の提供、洗濯・掃除等の家事、健康管理など、日常生活を送るうえで必要なサービスが付いた住まい。
要介護認定者	日常生活において、介護が必要な状態の軽減や重度化の防止のために支援が必要な状態にある人(要支援者)や、常時介護を必要とする状態にある人(要介護者)と認定された人。要支援者は要支援 1・2 に、要介護者は要介護 1～5 までに区分される。 本計画書においては、要支援状態と認定された人と要介護状態と認定された人双方を要介護認定者としている。
要援護高齢者	要介護状態の高齢者や要支援状態(虚弱状態)の高齢者など、日常生活の上で何らかの援護を必要とする高齢者。

基本チェックリスト

No.	質問項目	回答 (いずれかに○を お付け下さい)	
		0.はい	1.いいえ
1	バスや電車で1人で外出していますか	0.はい	1.いいえ
2	日用品の買物をしていますか	0.はい	1.いいえ
3	預貯金の出し入れをしていますか	0.はい	1.いいえ
4	友人の家を訪ねていますか	0.はい	1.いいえ
5	家族や友人の相談にのっていますか	0.はい	1.いいえ
6	階段を手すりや壁をつたわずに昇っていますか	0.はい	1.いいえ
7	椅子に座った状態から何もつかまらずに立ち上がっていますか	0.はい	1.いいえ
8	15分位続けて歩いていますか	0.はい	1.いいえ
9	この1年間に転んだことがありますか	1.はい	0.いいえ
10	転倒に対する不安は大きいですか	1.はい	0.いいえ
11	6ヶ月間で2～3kg以上の体重減少がありましたか	1.はい	0.いいえ
12	身長 <input type="text"/> cm 体重 <input type="text"/> kg (BMI= <input type="text"/>)(注)		
13	半年前に比べて固いものが食べにくくなりましたか	1.はい	0.いいえ
14	お茶や汁物等でむせることがありますか	1.はい	0.いいえ
15	口の渇きが気になりますか	1.はい	0.いいえ
16	週に1回以上は外出していますか	0.はい	1.いいえ
17	昨年と比べて外出の回数が減っていますか	1.はい	0.いいえ
18	周りの人から「いつも同じ事を聞く」などの物忘れがあるとされますか	1.はい	0.いいえ
19	自分で電話番号を調べて、電話をかけることをしていますか	0.はい	1.いいえ
20	今日が何月何日かわからない時がありますか	1.はい	0.いいえ
21	(ここ2週間)毎日の生活に充実感がない	1.はい	0.いいえ
22	(ここ2週間)これまで楽しんでやれていたことが楽しめなくなった	1.はい	0.いいえ
23	(ここ2週間)以前は楽にできていたことが今ではおっくうに感じられる	1.はい	0.いいえ
24	(ここ2週間)自分が役に立つ人間だと思えない	1.はい	0.いいえ
25	(ここ2週間)わけもなく疲れたような感じがする	1.はい	0.いいえ

注) BMI=体重 (kg) ÷身長 (m) ÷身長 (m) が 18.5 未満の場合に該当とする。